

ADRに関する基本方針

平成18年8月22日
日本弁護士連合会

日本弁護士連合会は、ADRが利用者にとって公正でかつ利用しやすい魅力的な紛争解決の選択肢となることに寄与するためには弁護士・弁護士会がADRにおいて積極的な役割を果たすべきであるとの考え方に基づき、弁護士会が設置運営するADRの拡充をはかるとともに、隣接士業団体等のADRについても、適切な協力をを行うとの方針を明らかにしてきた。平成17年には、隣接士業団体等が設置運営するADR機関に対して、「ADR法第6条の「弁護士の助言」等に関するガイドライン」(平成17年8月26日理事会承認、以下「助言等ガイドライン」)において、当該隣接士業等の業務に密接に関連しその専門性が発揮できる範囲であること、手続への弁護士の適切な関与、機関運営への弁護士の適切な関与等を条件として、手続実施者、助言者、運営委員等を派遣して協力するとのガイドラインを定めた。

本基本方針は、ADR法の施行を目前に控え、司法書士会はじめ隣接士業団体等のADR機関設置の動きが活発化するという状況を踏まえ、従前の方針・ガイドラインをさらに発展させ、弁護士会ADRの充実およびADRに関する弁護士会と隣接士業団体等との連携・協力のあり方についての日本弁護士連合会の基本方針を定めるものである。

本基本方針の実現は、各地の実情に応じ、各弁護士会の自由な意思決定と隣接士業団体等との協議に基づいてなされるべきものである。

- 既にADR機関(仲裁センター、紛争解決センター等)を設置している弁護士会においては、ADR機関の一層の充実をはかる。その際、隣接士業団体等の協力が得られる場合には、弁護士会が設置運営するADR機関の手続実施者ないし専門家委員として隣接士業に参加の道を開く。(既にいくつかの既設置会で行っている)
- 隣接士業団体等から、当該団体等が設置運営するADR機関に対して弁護士会に対し協力依頼の申し出があった場合は、上記助言等ガイドラインに基づいて手続実施者、助言者、運営委員等を派遣して協力する。(例:土地家屋調査士会の境界問題ADRにおける共同・協力)
- 弁護士会は、司法書士会等隣接士業団体と共同でADR機関を設置運営することの実現可能性を検討する。その場合には、隣接士業等の専門性に十分配慮しつつ、必要かつ適切であれば、司法書士のみならず他の隣接士業等も関与する仮称「総合紛争解決センター」構想も視野に入れた協議を行う。なお、共同でのADR機関設置運営にあたっては、機関運営への関与に関して、弁護士会が主導的役割を果たす。

- 4 ADR機関を未設置の弁護士会においても、上記1ないし3の選択肢を参考に、各地の実情に応じ、ADR機関を開設又は関与するべく努力する。
- 5 日本弁護士連合会は、上記の協力を検討・推進するにあたり、必要に応じ、各地域における協議に先立ちまたはこれと並行して日本司法書士会連合会等との全国レベルでの協議を行い、各弁護士会をバックアップする。

なお、本基本方針に基づき日本司法書士会連合会等と協議を行うことは、司法書士等隣接士業の業務範囲をめぐる問題についての日本司法書士会連合会等隣接士業団体の見解を日本弁護士連合会が容認するものではない。